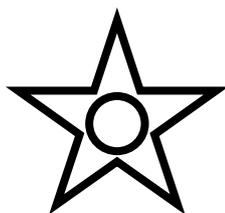


釧路市分別収集計画

(第10期計画)



2023(令和5)年4月

釧路市

目 次

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

1 計画策定の意義

快適でうるおいある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市は、釧路湿原や阿寒などの豊かな自然環境を背景に、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、これまでも資源リサイクルを中心に据えたごみの適正処理を進めてきたが、市民一人1日当たりのごみ総排出量が全国平均値を上回る状態が続いている。

このような状況の中で、当市では2005(平成17)年4月より、ごみ処理手数料の有料化を導入、2006(平成18)年度には、管内4市町村(2009(平成21)年度から5市町村、2020(令和2)年度から6市町村)による釧路広域連合清掃工場が稼動し、直接埋立てから焼却方式による減容化を図り、また、2008(平成20)年度にプラスチック製容器包装の処理を民間の中間処理施設に委託し、ごみの発生抑制、減量化、再資源化などの取組を進めてきた。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にするとともに、これを公表することにより、一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量、最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を推進するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした廃棄物循環型社会づくりを進める。
- ・自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の建設を進める。
- ・市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を進める。
- ・すべての関係者が一体となったごみ排出抑制と資源再利用促進化の取組を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2023(令和5)年4月を始期とする5年間とし、2025(令和7)年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度
容器包装廃棄物	10,267t	10,140t	10,058t	9,976t	9,918t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者、再生業者及び行政がそれぞれの立場から、役割を分担し相互に協力、連携を図りながら次の各種事業を進める。

(1) 買い物袋の持参の推進

レジ袋等の容器包装の削減を図るために、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参などの市民周知を継続する。

(2) 集団資源回収の充実

市民団体による再生資源の集団資源回収の定着と促進を図る。

(3) 出前講座の実施

町内会、学校、PTA、サークルなどの勉強会・研修会等に市職員を派遣し、市民と行政が一体となつてごみの減量化と分別などの取組を推進する。

(4) 教育・啓発活動の充実

小学生を対象とした教育資料の発行やリサイクル施設の見学を通して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果などに関する教育・啓発を行う。

(5) 市民啓発の実施

ごみの減量や適正な分別・リサイクルなどに関し、「環境ニュース」（年2回発行、市関係施設等での配布・町内会での回覧）、SNS（市公式Instagram・Youtube）、リサイクルフェア（7月）、出前講座（随時）、くしろ消費者まつり（2月）など様々な機会を活用して啓発活動を展開する。

(6) ごみの適正排出の推進

各地域の「分別収集推進協力員」が中心となり、ごみの分別・排出についての理解を広め、適正な分別の推進を図る。

(7) 民間事業者との包括連携協定に基づくペットボトルのケミカルリサイクルの推進

㈱J E P L A N（ジェプラン）との「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」に基づき、再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂を100%使用した再生ペットボトルを製造する「ボトル to ボトル」の取組を推進する。また、この取組を市民啓発や出前講座などを通して地域に浸透させることにより、地域全体で石油由来の原材料の消費と二酸化炭素の排出を抑制し、循環型社会の形成を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当市における中間処理施設（釧路市資源リサイクルセンター、音別町リサイクルセンター及び民間施設）の整備状況及び資源化状況を勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、市の収集体制・処理体制等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製 の容器	びん類
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック類
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「プラスチック製容器包装」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別収集する容器包装の種類		2023(令和5)年度		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度		2027(令和9)年度	
缶	主としてスチール製の容器	325t		321t		319t		316t		314t	
	主としてアルミニウム製の容器	410t		405t		402t		398t		396t	
びん	無色のガラス製容器	(合計) 904t		(合計) 893t		(合計) 886t		(合計) 879t		(合計) 874t	
		(引渡) 828t (独自処理) 76t	(引渡) 817t (独自処理) 76t	(引渡) 811t (独自処理) 75t	(引渡) 804t (独自処理) 75t	(引渡) 800t (独自処理) 74t					
	茶色のガラス製容器	(合計) 904t		(合計) 893t		(合計) 886t		(合計) 879t		(合計) 874t	
		(引渡) 828t (独自処理) 76t	(引渡) 817t (独自処理) 76t	(引渡) 811t (独自処理) 75t	(引渡) 804t (独自処理) 75t	(引渡) 800t (独自処理) 74t					
	その他のガラス製容器	(合計) 452t		(合計) 446t		(合計) 443t		(合計) 439t		(合計) 437t	
		(引渡) 414t (独自処理) 38t	(引渡) 409t (独自処理) 37t	(引渡) 405t (独自処理) 38t	(引渡) 402t (独自処理) 37t	(引渡) 400t (独自処理) 37t					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		33t		33t		33t		32t		32t	
主として段ボール製の容器		1,440t		1,423t		1,411t		1,400t		1,392t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（菓子箱、ボール箱など雑紙）		(合計) 2,234t		(合計) 2,206t		(合計) 2,189t		(合計) 2,171t		(合計) 2,159t	
		(引渡) 0t (独自処理) 2,234t	(引渡) 0t (独自処理) 2,206t	(引渡) 0t (独自処理) 2,189t	(引渡) 0t (独自処理) 2,171t	(引渡) 0t (独自処理) 2,159t					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		(合計) 777t		(合計) 768t		(合計) 762t		(合計) 756t		(合計) 751t	
		(引渡) 0t (独自処理) 777t	(引渡) 0t (独自処理) 768t	(引渡) 0t (独自処理) 762t	(引渡) 0t (独自処理) 756t	(引渡) 0t (独自処理) 751t					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計) 2,015t		(合計) 1,990t		(合計) 1,974t		(合計) 1,959t		(合計) 1,947t	
		(引渡) 0t (独自処理) 2,015t	(引渡) 0t (独自処理) 1,990t	(引渡) 0t (独自処理) 1,974t	(引渡) 0t (独自処理) 1,959t	(引渡) 0t (独自処理) 1,947t					
(うち白色トレイ)		(合計) 46t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 44t	
		(引渡) 0t (独自処理) 46t	(引渡) 0t (独自処理) 45t	(引渡) 0t (独自処理) 45t	(引渡) 0t (独自処理) 45t	(引渡) 0t (独自処理) 44t					

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みは、分別基準適合物等の収集実績を基に、人口変動率を乗じて算定した。

なお、人口推移は当市が算出した値が10年単位で示されており、各年度は直線補完により算出した。

【釧路市の人口推移】

2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度
157,986人 (対前年度比) 97.7%	156,518人 (対前年度比) 99.1%	155,050人 (対前年度比) 99.1%	153,582人 (対前年度比) 99.1%	152,114人 (対前年度比) 99.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市では、釧路地域において1994（平成6）年10月からプラスチックを除く容器包装廃棄物の収集を開始し、1999（平成11）年10月からはペットボトル及び白色トレイの、2005（平成17）年4月からはプラスチック製容器包装の分別収集を実施している。（阿寒地域においては1996（平成8）年から段階的に、音別地域においては1999（平成11）年から分別収集を開始し、2005（平成17）年11月の3市町合併を機に分別区分を統一）

引き続き現行の体制により、分別収集を実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	委託業者	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	委託業者	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙	雑がみ			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者	
	白色トレイ	白色トレイ			
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、紙パック、段ボール、雑がみ、ペットボトル、白色トレイについては、当市のリサイクルセンター（2か所）において選別・圧縮・保管している。

プラスチック製容器包装については、民間中間処理施設に処理を委託している（2008（平成20）年4月から）。

市有施設は導入から相当年数が経過し、老朽化が目立ってきていることから、適切な維持管理により長期的・安定的な処理体制を継続する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	専用集積場所（ステーション）
収集・運搬	収集車両	専用車両
選別・保管	リサイクルセンター	
	民間中間処理施設	

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	a. 缶類	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	釧路市資源リサイ クルセンター（選 別・圧縮・保管施 設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	b. びん類	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	c. 紙パック	ひもで縛る	2 t 平ボディ車	
段ボール	d. 段ボール			
その他の紙	e. 雑がみ			
ペットボトル	f. ペットボトル	専用袋	4 t パッカー車	
白色トレイ	g. 白色トレイ			
プラスチック製容器包装	h. プラスチック 製容器包装	透明樹脂合成 袋		民間中間処理施設 に委託し資源化

分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1 排出容器				
1.1 箱型プラスチック コンテナ	a. 缶類 (スチール缶、 アルミ缶の分 別不要) b. びん類 (種類別、色別 の分別不要)	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量： ・缶 青色コンテナ 120ℓ コンテナ1個の有効内寸 446mm×690mm×303mm ・びん黄色コンテナ 70ℓ 364mm×540mm×294mm 数量：資源ステーション1 カ所につきそれぞれ1～3個	市 設置、回収 は委託業者	1994(平成6)年 10月から分別収 集済
1.2 専用袋	e. 雑がみ f. ペットボトル g. 白色トレイ	(仕様) 材質：ポリプロピレン 542mm×950mm 円柱型 材質：ポリプロピレン 478mm×950mm 円柱型 ・ペットボトル、白色トレ イの回収袋は市の指定す る専用袋を使用	市 設置、回収 は委託業者	・ペットボトル、 白色トレイは、 1999(平成11)年 10月から分別収 集済
1.3 透明樹脂合成袋	h. プラスチック 製容器包装	透明又は半透明の袋で 排出	市 回収は委託 業者	・2005(平成17) 年4月から分別 収集済 ・2008(平成20) 年4月から委託 業者により中間 処理
2 集積場所	a・b e～h	資源物専用集積ステー ション利用	市	

分別収集に必要な施設計画（その2）

施設の種別	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【運搬段階】				
1 専用車両				
1.1 回収用平ボディ 車	a. 缶類 b. びん類 c. 紙パック d. 段ボール e. 雑がみ	(仕様) 型式：最大積載量 2,000 kg 数量：14 台	委託 業者	・1994(平成6)年10 月から収集開始 ・1台ごとに収集区 域を定め、a～eを一 括収集
1.2 回収用パッカー車	f. ペットボトル g. 白色トレイ h. プラスチック 製容器包装	(仕様) 型式：最大積載量 2,250 kg ボディ容量：8 m ³ 数量： ペットボトル・白色トレイ 5 台 プラスチック製容器包装 5 台	委託 業者	・ペットボトル・白色 トレイは1999(平成 11)年10月から収集 開始 ・プラスチック製容器 包装は2005(平成17) 年4月から収集開始

分別収集に必要な施設計画（その3）

施設の種別	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【中間処理段階】				
1 再生施設				
1.1 釧路市資源リサ イクルセンター ①選別・破碎圧縮 設備	<p>a. 缶類 (スチール缶・ アルミ缶)</p> <p>b. びん類 (無色、茶色、 その他に分別)</p> <p>f. ペットボトル</p> <p>g. 白色トレイ</p>	<p>(整備計画) 1994(平成6)年10月から供用 開始 (仕様) 主要機器：受入ホッパ、受入コン ベア、アルミ選別機、磁選機、 金属圧縮機 能力：缶 2 t/日</p> <p>(仕様) 主要機器：手選別コンベア 能力：びん 4 t/日</p> <p>(仕様) 主要機器：受入ホッパ、受入コン ベア、不適物除去コンベア、圧 縮梱包機 能力：ペットボトル 2.5 t/日</p> <p>(仕様) 主要機器：受入ホッパ、受入コン ベア、不適物除去コンベア 能力：白色トレイ 1.5 t/日</p>	<p>市</p> <p>管理 運営 は 委託 業者</p>	<p>整備年度：1994(平 成6)年度</p> <p>整備年度：1994(平 成6)年度</p> <p>整備年度：1999(平 成11)年度</p> <p>整備年度：1999(平 成11)年度</p>
1.2 音別リサイクル センター ①選別・圧縮設備	<p>a. 缶類 (スチール缶・ アルミ缶)</p> <p>f. ペットボトル</p> <p>g. 白色トレイ</p>	<p>(整備計画) 1999(平成11)年6月から供用 開始 (仕様) 主要機器：受入コンベア、アルミ選 別機、磁選機、圧縮機 能力：缶 0.5 t/時</p> <p>(仕様) 主要機器：圧縮減容機 能力：ペットボトル 0.07～ 0.1 t/時</p> <p>(仕様) 主要機器：加熱減容機 能力：白色トレイ 0.02 t/時</p>	<p>市</p> <p>管理 運営 は 委託 業者</p>	

<p>1.3 民間中間処理施設 ①圧縮梱包設備 ②破碎処理設備 ③固形燃料化設備</p>	<p>h. プラスチック製容器包装</p>	<p>(整備計画) 2008(平成20)年4月から委託開始 (仕様) 主要機器：圧縮包装処理 24 t / 日 破碎処理 24 t / 日 成形処理 16.8 t / 日</p>	<p>委託業者</p>	<p>2008(平成20)年2月稼動</p>
<p>1.4.1 ストックヤード ◎釧路地域</p>	<p>a. 缶類 (スチール) (アルミ) b. びん類 c. 紙パック d. 段ボール e. 雑がみ f. ペットボトル g. 白色トレイ</p>	<p>(仕様) 形状：上屋付ストックヤード[△] 4m×6m×5m = 120 m³ 形状：上屋付ストックヤード[△] 4m×6m×5m = 120 m³ 形状：屋外ストックヤード[△] 無色びん 14m×15m×1.5m = 315 m³ 茶色びん 14m×15m×1.5m = 315 m³ その他びん 10m×15.4m×1.5m = 231 m³ 合計 861 m³ 形状：上屋付ストックヤード[△] 5.9m×5m×3m = 88.5 m³ 形状：上屋付ストックヤード[△] 8.6m×5m×3m = 129 m³ 形状：上屋付ストックヤード[△] 9m×5m = 45 m² 形状：上屋付ストックヤード[△] 10m×15m×3m = 450 m³ 形状：上屋付ストックヤード[△] 9m×8m×1.5m = 108 m³</p>	<p>市 管理運営は委託業者</p>	<p>使用開始：1994(平成6)年度 使用開始：1994(平成6)年度 使用開始：1994(平成6)年度 使用開始：1994(平成6)年度 使用開始：1999(平成11)年度 使用開始：1999(平成11)年度</p>

<p>1.4.2 ストックヤード ◎音別地域</p>	<p>a. 缶類</p> <p>b. びん類</p> <p>c. 紙パック</p> <p>d. 段ボール</p> <p>e. 雑がみ</p> <p>f. ペットボトル</p> <p>g. 白色トレイ</p>	<p>(仕様) 形状：上屋付ストックヤード $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード 無色びん $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$ 茶色びん $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$ その他びん $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$ 合計 81 m^3</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $2\text{m} \times 5\text{m} \times 1.5\text{m} = 15 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $3\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 45 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $2\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 30 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $4\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 60 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $1\text{m} \times 1\text{m} = 1 \text{ m}^2$</p>	<p>市</p> <p>管理 運営 は 委託 業者</p>	<p>使用開始：1999(平成11)年度</p> <p>使用開始：1999(平成11)年度</p> <p>使用開始：1999(平成11)年度</p> <p>使用開始：1999(平成11)年度</p> <p>使用開始：1999(平成11)年度</p> <p>使用開始：1999(平成11)年度</p> <p>使用開始：1999(平成11)年度</p>
<p>1.4.3 ストックヤード ◎阿寒地域</p>	<p>a. 缶類 (スチール)</p> <p>(アルミ)</p> <p>b. びん類</p> <p>c. 紙パック</p> <p>d. 段ボール</p> <p>e. 雑がみ</p> <p>f. ペットボトル</p> <p>g. 白色トレイ</p>	<p>(仕様) 形状：上屋付ストックヤード $4.5\text{m} \times 6\text{m} \times 2\text{m} = 54 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $4.5\text{m} \times 6\text{m} \times 2\text{m} = 54 \text{ m}^3$</p> <p>形状：屋外ストックヤード $3.6\text{m} \times 3.6\text{m} \times 1.9\text{m} = 13.68 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $1.8\text{m} \times 2.2\text{m} \times 1.8\text{m} = 7.12 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $3.6\text{m} \times 5.4\text{m} \times 4.18\text{m} = 34.8 \text{ m}^3$</p> <p>形状：上屋付ストックヤード $1.8\text{m} \times 2.2\text{m} \times 1.8\text{m} = 7.12 \text{ m}^3$</p> <p>形状：屋外ストックヤード $4.5\text{m} \times 12\text{m} \times 2\text{m} = 108 \text{ m}^3$</p> <p>形状：屋外ストックヤード $1.8\text{m} \times 2.2\text{m} \times 1.8\text{m} = 7.12 \text{ m}^3$</p>	<p>市</p> <p>管理 運営 は 委託 業者</p>	<p>使用開始：1993(平成5)年度</p> <p>使用開始：1998(平成10)年度</p> <p>使用開始：1998(平成10)年度</p> <p>使用開始：1998(平成10)年度</p> <p>使用開始：1998(平成10)年度</p> <p>使用開始：1993(平成5)年度</p> <p>使用開始：1998(平成10)年度</p>

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものにするため、次の取組を進める。

(1) 分別収集推進協力員

分別収集を円滑でより効率的に行うため、分別収集推進協力員による排出指導等の強化を図る。(協力員は各町内会から推薦された役員)

- ① 発 足 1994(平成 6)年 9 月
- ② 任 期 1 年
- ③ 登録人数 2022(令和 4)年 3 月末現在 640 名
- ④ 主な任務
 - ア 分別収集地域住民啓発に関すること
 - イ 集団回収推進地域住民啓発に関すること
 - ウ ごみ排出及び資源物排出ステーションの協議に関すること
 - エ ごみ排出状況及び資源物排出の指導及び連絡に関すること

(2) 釧路市廃棄物減量等推進審議会

市民、事業者、消費者団体等からなる釧路市廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量化に向けた取り組み等について審議を進める。

- ① 発 足 1995(平成 7)年 7 月
- ② 審議会組織 委員 15 名 (任期 2 年)

(3) 集団資源回収の支援

町内会等団体による集団資源回収に奨励金を交付する。

- ① 制度開始 2005(平成 17)年 7 月
- ② 奨励金 回収量 1 kg ごとに 2 円
- ③ 登録団体数 2022(令和 4)年 3 月末現在 308 団体

(4) (株)J E P L A N との「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」

当市と(株)J E P L A N は、地域環境保全と地域経済・社会活性化の両立としての「地域循環共生圏」の推進に寄与することを目的として、2022(令和 4)年 3 月 28 日に包括連携協定を締結した。この協定に基づき、次の事項について両者が連携して取組を進める。

- ① 域内資源循環に向けた取組の推進に関すること
- ② 消費行動のムーブメントづくりの推進に関すること
- ③ その他、両者の協議により決定した事項に関すること